

本部町一般不妊治療及び不育症治療費助成事業



子どもを望む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、一般不妊治療及び不育症治療費の一部を助成します。

【対象】

●対象となる治療

一般不妊治療(体外受精・顕微授精等を除く)及び不育症治療。

※いずれも、本部町在住期間中で、診療日が平成31年4月1日以降のものに限ります。

●助成対象者

医療機関において、不妊症または不育症と診断され、その治療を受けた者で、次の要件をすべて満たすもの

- 1、法律上の婚姻をしている夫婦で、夫婦の双方又は一方が交付申請の日において、本部町に1年以上住民登録していること
- 2、夫婦ともに医療保険(国民健康保険、社会保険等)に加入していること
- 3、交付申請の日において、町税等を滞納していない夫婦
- 4、夫婦の前年所得の合計額が730万円未満であること
- 5、妻の年齢が43歳未満であること

【助成内容と期間】

年度ごとに本人負担額の1/2の額で、2年間の治療期間において一般不妊治療、不育症治療それぞれ上限5万円

【申請期限】

原則、診療開始月から1年以内に申請すること

【申請方法】

●申請に必要な書類

- 1、本部町一般不妊治療及び不育症治療費助成金交付申請書(様式第1号)
- 2、本部町一般不妊治療及び不育症治療費助成金事業受診等証明書(様式第2号)
- 3、申請しようとする一般不妊治療及び不育症治療に係る領収書の原本
- 4、法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明できる書類
- 5、夫婦の住所地を証明できる書類
- 6、夫及び妻の所得額を証明する市町村の発行する所得証明書等
- 7、夫婦の健康保険証の写し

※4～6について、本町で確認できる場合は省略することができます(同意書への記入・押印が必要です)。

●申請の流れ

- 1、交付申請書に2～7の書類を持参し、窓口にて申請を行います。
↓
- 2、本町から助成金交付決定通知書及び、助成金請求書を送付しますので、助成金請求書を担当課宛に返送してください。
↓
- 3、本町が請求書を受理したのち、翌月の末日までに助成金が支払われます。



問い合わせ先
本部町役場 母子保健 担当
☎ 0980-47-2103

